

特定公共交通事業者株式取得代行業務仕様書

本仕様書は、松阪市(以下「本市」という。)が行う「特定公共交通事業者株式取得代行業務」(以下「本業務」という。)の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定めるものである。

1. 業務名

特定公共交通事業者株式取得代行業務

2. 業務の目的

当事業は株式の取得により、沿線自治体の立場に加えて株主としてより影響力を持ち、地域の公共交通の減便措置の復元や利便性向上に向けた要望を行っていくこと、また配当金を活用した利用促進事業の実施や株式取得による市民等の公共交通施策への関心の喚起を目的として実施する。

3. 業務の内容

以下の3社の株式取得代行を行う。

- (1) 購入予定価格は、以下の各上限額の範囲で最大数とする。
 - ・東海旅客鉄道(株) 100,000,000 円分
 - ・近畿日本鉄道ホールディングス(株) 100,000,000 円分
 - ・三重交通ホールディングス(株) 100,000,000 円分
- (2) 購入時期
令和7年9月30日までに取得し、受渡しを完了する。

4. 企画提案書の記載内容について

- (1) 購入方法について
株式相場による購入時期の判断や購入代金の決済方法、市場リスクの軽減方法など、自治体が株式を取得する上で対応可能な購入方法とメリット・デメリットを示して記載すること。
- (2) 購入期間について
株式購入時期が複数日設けられる場合はその最大日数を記載すること。
- (3) 株式購入後の対応について
株式購入後の株主に対するフォローアップ内容について記載すること。
- (4) 購入に関する手数料について
株式購入に関する手数料の見込み額について記載すること。また、複数の取得方法を提案

する場合は、全ての手数料について確実に記載すること。

なお、契約締結後に、企画提案書へ記載の無い手数料の請求は無効とする。

(5) その他

その他、仕様書に定めのない提案、アピールしたい点等について記載すること。

6. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって本業務を遂行するものとする。
- (3) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い決定すること。